

議案第128号

さいたま市心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

さいたま市心身障害者扶養共済制度条例（平成14年さいたま市条例第95号）の  
一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、  
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当  
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(年金管理者) 第11条 [略] 2 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理 者となることができない。 <u>(1) 精神の機能の障害により年金の受領及び管理 を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び 意思疎通を適切に行うことができない者</u> <u>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u> 3～7 [略]	(年金管理者) 第11条 [略] 2 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理 者となることができない。 <u>(1) 成年被後見人又は被保佐人</u>  <u>(2) 破産者であつて復権を得ないもの</u> 3～7 [略]

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。